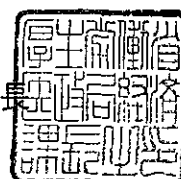




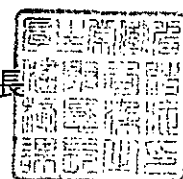
医政経発第 0911001 号  
健感発第 0911001 号  
平成 18 年 9 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について

新型インフルエンザ対策における抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策について」（平成17年11月30日付け健発第1130001号厚生労働省健康局長通知）により、備蓄に努められるよう要請しているところである。

今般、新型インフルエンザのパンデミック時におけるリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の放出方法に関して、別添のとおり取りまとめたので参考にされたい。

なお、この内容については、社団法人日本医薬品卸業連合会と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

(別添)

都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について  
— 質疑応答集 —

1 政府備蓄と都道府県備蓄の放出の違いはありますか。

(答)

政府備蓄分は、①パンデミック初期における全国的な流通の底上げ、②新型インフルエンザ流行状況に応じた全国の流通調整を図るために放出することとし、都道府県備蓄分は、当該都道府県内の流行状況に応じて放出することとします。

2 都道府県において備蓄したタミフルの新型インフルエンザパンデミック時の放出先はどこですか。

(答)

都道府県の財政措置で購入したタミフルであり、当該都道府県内に限定した流通とすることを考慮することが必要なことから、当該都道府県内においてタミフルを取扱っている卸売業者を通じた放出が考えられます。

この場合、都道府県は、当該県内で購入を希望する卸売業者に対し、前年の当該県内でのタミフルの取扱いシェア\*等を踏まえ売り払うことが考えられます。

卸売業者から医療機関への納品については、通常流通タミフルと同様に医療機関からの注文に応じて納入することを想定しています。

\*前年のタミフルの取扱いシェアについては、製薬会社から情報提供可能であるということは製薬会社に確認済みです。

なお、この方法以外で関係者の合意のもとに行う方法がある場合には、それについて妨げるものではありません。

3 タミフルを卸売業者へ放出する場合の価格はどのように設定しますか。

(答)

都道府県から卸売業者への売却価格は、都道府県ごとに価格を一本化し、タミフルの購入時期や卸売業者によって売却価格の変動が生じないようにすることが望ましいです。

都道府県から卸売業者への売却価格の目安として、放出時におけるタミフルの薬価から算定する方法を次のとおりとします。

・(売却価格上限) = (放出時のタミフル薬価) × (1 - α\*)

\*αは、卸平均の販売費・一般管理費（前年度実績を使用することとする。なお、全国平均で言えば、平成16年度の卸の販売費・一般管理費は約7.5%である。）、パンデミック時特有の流通のコスト（頻回配送）及び消費税分の費用を勘案する。

この売却価格の設定により、卸売業者から医療機関へ納入する価格は限りなく薬価に近づくことが想定されますが、最終納入価格は卸売業者各社が決めることとなります。